



東京都福祉保健局 子供の権利擁護専門相談事業作成 カードとリーフレット

平成10年10月より、子供の権利を擁護するための第三者機関として「子供の権利擁護委員会」を設置した後、委員会としての約5年間の試行期間を経て、平成16年度から東京都の事業として「子供の権利擁護専門相談事業」を開始した。毎年小学校中学校高校の1学年の子どもたちに、カードとリーフレットを配布し、子ども本人からの相談が6割から7割となる。